

1 事例1：建物内に侵入した事例

(1) 状況

- ・ クマの出没情報を受けた市町村職員が現場に駆けつけたところ、事業所の中に入っていくクマを目撃。
- ・ 事業所の中で作業中だった従業員を市町村職員が急いで避難させ、事業所入り口を閉めてクマを閉じ込め、周囲の安全を確保した。
- ・ 市町村職員が事業所の窓から中の様子を確認していたところ、クマが突進。市町村職員が咄嗟に飛び退いたところで県職員が窓を閉め、窓を盾で押さえた。クマは窓を何度か叩いた後、事業所の隅に戻った。
- ・ 窓などから事業所の中にいるクマを狙って発砲し捕獲することを検討したが、発砲命令は出ず、対応方針が決まらないまま時間が経過。
- ・ 日没を迎えたため、事業所の入り口を塞ぐ形で箱わなを設置し、市町村職員と鳥獣被害対策実施隊員（以下、実施隊員）は解散。
- ・ 翌日、箱わなにクマが入った。箱わなにクマが入る際にぶつかったのか、事業所入り口のサッシは外れかけていた。
- ・ その場で銃器による止め刺しができないため、箱わなにワイヤーをかけてクレーンで持ち上げ、トラックに乗せて銃器による止め刺しのできる場所まで運搬し、止め刺しを行った。

(2) 危険性

- ・ 市町村職員が事業所内の確認中に突進された際、クマは窓を何度も叩いており、盾で押さえなければ窓が外れ、もしくは割れてクマが事業所外に脱出し、その場に居合わせた者が攻撃を受ける危険性があった。このときに限らず、クマが事業所からの脱出を試みた場合、窓が外れ、もしくは割れて脱出し、事業所を監視していた警察官や周辺住民が危険に晒される可能性があった。

- ・ 箱わなにクマが入るかどうかはクマ次第であり、クマが入らなかった場合は事態の収束は見込めなかった。
- ・ 箱わなにワイヤーをかけるためには箱わなに近付かなければいけないが、近付くと箱わなから手を出したクマに引っかかれる危険性がある。実際に、近付いた警察官が盾をクマに引っ張られたり、県職員が長靴を引っかかれたりした。

2 事例2：対応中に人身事故が発生した事例

(1) 状況

- ・ 事業所敷地にクマが侵入。目撃情報を受け、市町村職員と実施隊員、警察官が現地集合。
- ・ 事業所と山林の間には住宅が建ち並んでおり、その中を通して山林まで追い払うのは困難であった。他市の動物飼育施設が所有している麻酔銃を使用することも検討したが、麻酔銃猟の被許可者が出張中であり、対応不可であった。
- ・ 事業所2階建てで、2階からクマに向かって撃ち下ろし可能な状況であった。市町村職員から警察官に対し、2階からの発砲を提案したが（計2回）、発砲命令は出なかった。
- ・ 対応を検討している間にクマは移動を開始。事業所のサッシを何度も叩いた後、事業所敷地から出て、集落内を流れる川に入って逃走。
- ・ 市町村職員と実施隊員、警察官がクマを追跡したものの、川から上がったクマを保育園付近で見失った。その後、路上に出てきたところを警察官に見失われたが、クマは近くの民家敷地に入り、再び見失った。
- ・ クマが民家の生け垣から飛び出し、実施隊員Aを攻撃。近くにいた市町村職員と他の実施隊員、警察官が棒などでクマを繰り返し叩くとクマはAから離れ、警察官Bに体当たりして逃走。クマは路地に入り、再び見失った。
- ・ 直後、実施隊員Cの前にクマが現れたため、Cは棒で応戦したが、繰り返し咬みついたり引っかかれたりして重傷を負った（指先欠損）。近くにいた他の実施隊員が棒で叩くとクマは離れ、再び川の中を逃走。
- ・ その後、クマが再び川から上がろうとしたところで警察官からの発砲命令により実施

隊員が発砲し、捕獲した。発砲した弾はすべてクマに当たっていた。

(2) 危険性

- ・ 事業所敷地から出る前にクマはサッシのガラスを叩いており、割れていれば事業所内に侵入する危険性があった。当時、事業所内には複数の人がいた。
- ・ クマは待ってくれない。方針の検討に時間がかかっている間にクマが移動している。クマが移動すれば警戒範囲は刻々と変わっていくが、避難誘導や注意喚起がクマのスピードに間に合わないこともある。この事例ではクマが移動する先を人や車が通行しているような状況であった。
- ・ 集落内でクマを何度も見失っており、どこからクマが飛び出てくるか分からないという非常に危険な状態に対応せざるを得なかった。より多くの人々が事故に遭っていてもおかしくない状況であった。
- ・ 実施隊員は全員銃カバーをかけ、脱砲した状態で銃を背中に背負っており、咄嗟に発砲できる状況ではなかった。
- ・ 集落内でクマを見失った場合、捜索するのは困難を極める。見つからなかった場合、いつまで、どの範囲を警戒し続ければ良いか判断が難しく、地域には不安が残る。

3 事例3：住居集合地域等にあたる場所に設置した箱わなでの捕獲対応事例

(1) 状況

- ・ 連日事業所敷地にクマが出没しており、市町村が箱わなを設置。捕獲後は県職員が麻酔によりクマを不動化し、電気による止め刺しをする予定で調整。
- ・ クマが捕獲されたため、県職員が麻酔を投与。反射の喪失を確認後、市所有の電気止め刺しの電極を刺そうとしたがうまく刺さらず、刺された刺激でクマが覚醒。クマが動いて電極のコードが抜けてしまい、通電失敗。
- ・ 追加麻酔を行い様子を見るも、一向に寝る気配が無いまま時間が経過。冬眠前の時期であり、脂肪が厚かったことと、興奮したことで麻酔薬が効きづらい状況であった。
- ・ 麻酔による不動化を諦め、フォークリフトでクマごと箱わなを運び、銃器を使える場所で止め刺しをしてはどうかという案が出た。しかし、地面が柔らかな土であったため、箱わなにフォークリフトが近付けず、箱わなの移動を断念。

- ・ 麻酔薬投与 50 分後、クマが脱力した。眼瞼反射は残っていたが、これ以上待っても完全に眠らない可能性を考え、一気に電極を刺し、刺した瞬間に通電させる（クマが暴れる前に通電させる）ことにした。
- ・ 電極を刺そうとしたが、うまく刺さらず、深く刺そうとしているうちにクマが暴れ、電気止め刺しの柄を折られた。
- ・ クマが寝ないことから手詰まりとなり、再びフォークリフトで運ぶ方法を検討。
- ・ 検討している間にクマがようやく眠ったため（麻酔薬投与 60 分後）、県所有の電気止め刺しにより止め刺し完了。

(2) 危険性

- ・ 最終的に麻酔によりクマが眠ったが、眠らなかった場合は止め刺しができなかった。
- ・ 麻酔体制が無いことで箱わなを設置しなかった場合、クマを捕獲する手立てが無く、クマの出没は継続し、住民が事故に遭うリスクが高い状態も継続したと推測される。
- ・ 覚醒したクマに電気止め刺しが引っ張られた場合、止め刺しの従事者が箱わなに近付きすぎてしまい、箱わなの中のクマから引っかかれるなどの危険性が生じる。